

平成30年度第2回札幌方面手稲警察署協議会議事概要

1 開催日時 平成30年9月21日（金）午後4時10分から午後5時15分まで

2 開催場所 手稲警察署 3階大会議室

3 出席者

- (1) 協議会委員 5名（定員9名）
会長 齊藤 晋
委員 平野 みゆき
織田 勢津子
追分 米子
丹保 好子
- (2) 警察署員 9名
署長 渡辺 正弘
副署長 中田 政利
刑生官 大植 美樹夫
地交官 原田 聡
警務課長 佐藤 直充
生活安全課長 堀田 雅仁
交通第一課長 秋山 文博
警備課長 加藤 清彦
警務係長 （庶務担当）

4 挨拶

- (1) 手稲警察署協議会会長
(2) 手稲警察署長

5 業務概況説明

- (1) 犯罪の発生・検挙状況等（平成30年8月末現在）
(2) 夏季における犯罪の発生状況等の特徴
(3) 交通事故の発生状況等（平成30年8月末現在）
(4) 警察安全相談の概要
(5) 懲戒処分報告

6 協議事項

【委員からの意見】

- 手稲区内における青少年犯罪の状況と児童虐待の実態について教えていただきたい。

【警察の説明】

- 青少年犯罪につきましては、減少傾向にあります。
具体的には、平成16年当時と平成29年を比較すると、青少年の検挙補導数は約5分の1に減少しています。
その要因としては、
・ 少年人口の減少
・ 非行に走る前の不良行為を補導し、注意喚起をしていることが考えられます。
児童虐待の実態については、青少年犯罪とは反対で、増加傾向にあります。
具体的には、平成25年当時と平成29年を比較すると、約3倍に増加しています。
虐待の内容についてみますと、身体的虐待が約1.7倍、性的虐待が横ばい、

ネグレクトと呼ばれる養育の怠慢が約1.8倍、心理的虐待が約3.6倍の増加になっています。

その要因については、平成25年頃からDV事案等を組織を挙げて取り扱うようになり、児童の面前での暴力を心理的虐待として捉え、通告するようになったため、激増したものと考えられます。

【委員からの意見】

- 国道5号、道道石狩手稲線などで速度違反取締りをを行っていると思うが、1日の検挙数はどのくらいなのか。

【警察の説明】

- 具体的な数字については申し上げることができませんが、数件から十数件と考えていただいてもよろしいかと思います。

なお、速度違反につきましては、いわゆる

- ・ 赤切符対象となる非反則行為30km/h以上の違反
- ・ 青切符対象となる反則行為30km/h未満の違反

があります。

非反則行為は、罰金刑以上となるものでありまして、反則行為とは交通反則通告制度が適用されますので、反則金を納付するものであります。

警察のスタンスといたしましては、

必要な時間帯・場所・取締り種別

を取締計画の基本としています。

7 特殊詐欺防止寸劇

当署員3名が、模造ATMを使用し特殊詐欺防止のための寸劇を披露

8 留置施設視察等

署長の案内により、留置施設内の視察

9 次回の開催予定

次回の開催は、平成30年11月下旬もしくは12月初旬を予定